

# 和地ひとみレポート No.166

## 第1回 総合教育会議開催

### 『東大和市の教育に関する大綱』が決まる

#### ■法律の改正を受け

…以前、このレポートでも取り上げたように、今年の4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、今後、地方公共団体の長＝市長が『総合教育会議』を設けることが定められました。東大和市は、新制度を導入するにあたり、法律の附則に定められた経過措置を適用するため、本格的に新制度を導入するのは来年度から。今年度中には「新教育長の身分関係などの変更に伴う関連条例等の整備」と「教育の『大綱』を策定するための総合教育会議の設置」を新制度への移行準備として行います。去る7月15日に東大和市において、新制度で新たに設置を定められた『第1回総合教育会議』が開催されました。この会議は市長が招集、原則公開と定められています。今回の『第1回総合教育会議』には市長、教育長、教育委員（教育委員長を含む）が集まり「東大和市総合教育会議運営要綱について」「東大和市の教育に関する大綱の策定について」を協議、また、「東大和市の教育についての意見交換」が行われました。

#### ■東大和市総合教育会議運営要綱

…今回、新たに設置された『総合教育会議』を運営するにあたり、初回である今回の「総合教育会議」ではまず「東大和市総合教育会議運営要綱」の内容について協議されました。基本的には国の定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき運営要綱は定められています。

#### 【運営要綱のポイント】

- ・総合教育会議は市長と教育委員会で構成。
- ・会議の招集は、必要に応じて市長が行う。ただし、教育委員会はその権限に属する事務に関して協議する必要があると考えた場合は、書面で具体的な事項を示し、市長に招集を求めることができる。
- ・会議は市長が主催する。
- ・協議に必要と認める場合は、関係者、学識経験を有する者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。
- ・会議は公開とする。しかし、個人の秘密を保つ必要があると認めるとき、または会議の公正が害される恐れがあると認められるとき、そのほか、公益上必要があると認めるときはこの限りではない。
- ・市長は総合会議終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、公表するものとする。
- ・傍聴人は会議当日、住所、氏名を市長に提出。傍聴人の定員は原則10人以内。ただし、市長が認めるときは定員を変更することができる。

…その他、運営要綱には、傍聴人に対する注意などが明記されており、今回の『総合教育会議』で内容を協議し、決定されました。ちなみに今回は、私を含めた市議会議員3名、その他2名の方が傍聴に来ていました。



#### ■東大和市の教育に関する大綱

…今回の協議事項の中で一番大きなものは「東大和市の教育に関する大綱」を定めることです。「大綱」とは「事柄の根本となる骨組み」。今回協議、決定された「東大和市の教育に関する大綱」は東大和市の教育の根本となるものです。

…今まで東大和市では「学校教育振興基本計画」「特別支援教育推進計画」、また、「教育委員会の教育目標、基本方針」などが定められていますが、新制度において「東大和市の教育に関する大綱」はその基本となります。

…今回、「教育に関する大綱」を定めることを義務付けたことについて文科省は「地方公共団体の長（市長）は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている」としています。

…今年2月に市が行った「教育委員会制度の改正内容と対応について」の説明の中では「東大和市の教育に関する大綱」に記載される例としては「学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針」が考えられるとされていましたが、今回の会議で市長から提出された案にはそのような具体的な内容は記載されず、大きな方針のみが示されていました。この案について、教育委員、教育長が協議し、最終的には提出案の内容通り「東大和市の教育に関する大綱」は決定されました。（大綱の全文は裏面を参照）（裏面に続く）

…今回、決定された「東大和市の教育に関する大綱」ですが、市長の任期が4年、教育計画の期間が5年であることなどを踏まえ、4～5年で見直す可能性があることもこの会議で説明されました。文科省でも「新たな地方公共団体の長（市長）が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい」としており、今回の制度改革により、市長が教育政策に与える影響が大きくなるということが伺えます。

### 【東大和市の教育に関する大綱】

子どもたちが東大和市民であることに誇りを持ち、知性、感性、道徳心や体力などの生きる力を育み、人間性豊かに成長することを願い、次のような人間の育成を目指し、さらなる教育改革に取り組む。

- 1 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 2 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 3 自ら学び考え行動する、個性と想像力豊かな人間

また、学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じて主体的に学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行わなければならないものであるとの認識に立ち、全ての市民が教育に参加することを目指す。

### ■新制度のもとで

…大綱の内容についての留意点として文科省が示していることで気になる点はいくつかあります。

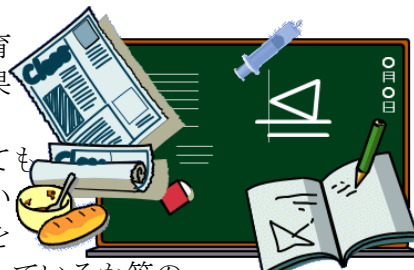
一つ目は「市長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、市長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないこと」としていること。

…確かに、その他の教育関係の計画は進捗、結果を検証しています。

文科省は達成できなくても尊重義務違反にならないとしていますが、節目を捉えて施策が大綱に即しているか等の振り返り、改善をする機会が必要。そうすることで「意味のある大綱」「真の意味での教育改革」につながると思います。

…また、今回「東大和市の教育に関する大綱」には明記されませんでした。文科省は「全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされている。このため、域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表について、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には大綱に記載することもあり得ると考えられる」とも示しています。今回の『総合教育会議』では、この点については協議されませんでした。この点については協議されませんでした。学力向上を大きな目標としている東大和市において、全国学力・学習状況調査の結果をどのように扱い、活用するののかについても、今後、協議していく必要があると思います。

…最初に述べたように、東大和市では経過措置を取り入れているため新制度の本格導入は来年度からです。今回の『総合教育会議』の冒頭、市長は教育委員の皆さんと協力しながら東大和市の教育の向上を目指す前向きな姿勢を示されました。新たな制度を十分に活用し、東大和市の教育が更に発展し「教育を受けるなら東大和」と言われるように推し進めて行く必要があると思います。



### 2020東京オリンピック・パラリンピック公式エンブレムの発表で…

7月24日、2020東京オリンピック・パラリンピックの公式エンブレムが発表され、東京都オリンピック・パラリンピック準備局から「暫定エンブレム」の使用中止について連絡があったと市から情報提供がありました。『公式エンブレムの発表により暫定エンブレムの使用が中止となりました。そのため、市から配布しました暫定エンブレムを使用したピンバッジは、平成27年7月24日をもって着用の中止をお願いします。着用を中止したピンバッジは、記念品として個人で保管することも可能ですが、不要な場合は個人で処分もしくは、市企画課で回収します。※暫定エンブレムを使用した他の啓発品についても同様の扱いになります』

【暫定エンブレム】とのこと。招致の機運を高めるためだったとはいえ、なんだかエゴじやない、計画性は？と思います。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

### 「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」 【プロフィール】



1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山奥の小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。/『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員  
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>  
✉ [wachi\\_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp) 【電話・FAX】 042-516-8546  
〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102